

東京電力株式会社  
代表執行役副社長 福島復興本社代表  
石崎 芳行 様

# 財物賠償等に関する 要求書

平成25年3月8日

福島県商工会連合会会長 轡田倉治

東京電力福島第一原子力発電所事故から2年が経過しようとしている今、警戒区域等に指定されている住民や事業者は、未だ見通しの立たない将来への不安と、長期にわたる避難生活を強いられている。

多くの事業者は事業再開の目途すら立たない困窮な状況に置かれ、地域コミュニティが分断され、否応なしに休業・廃業・倒産を余儀なくされ、企業存続の危機に瀕している。

このような状況において、未曾有の被害を受けた事業者には、被害実態に見合った十分な賠償を受ける途が確保されるべきであり、東京電力は、そのために最大限の努力を行うべき責務がある。

しかしながら、今般、東京電力が示した財物損害に対する賠償の内容は、十分な説明もなく一方的に示された基準（算出方法）は、被害実態に見合った十分な賠償とは到底言い難く、実際にも、立ち入りが自由にできない区域においては損害状況を正確に把握することができない現状にある。原発事故により、これだけ大規模で、長期間にわたり被害を与え、生活基盤の全てを喪失させた事故の加害者としての責任と姿勢に強く遺憾を示すものである。

財物賠償は、事業者が早期の事業再建を図るためにも極めて重要であり、生活基盤を回復できるだけの賠償と事業用資産の再取得価額の賠償がなされなければならない。

については、東京電力は、国が示す「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを改めて深く認識し、全ての原子力損害賠償の完全実施と確実な対応を強く要求する。

## 記

### (1) 建物・償却資産の賠償基準の見直しについて

償却資産等財物賠償の基準は、避難指示期間に応じた財物価値の減少額のみの時価相当額の賠償と示されたが、被害者が生活や事業を完全に再建するために十分な賠償額ではない。

については、当該財物の取得価格を基準とした再取得価格を算定し、事業再建可能な金額の賠償を求める。

### (2) 棚卸資産の賠償基準の見直しについて

棚卸資産の財物賠償は、長期に渡り放置され現実に事故当時の棚卸が不可能であるにも関わらず、管理不能等により生じた財物価値（時価相当額）の減少額と示され、極めて不適切な賠償基準である。

棚卸資産については、全ての商品等の価値は喪失している実態を踏まえ、旧警戒区域・旧計画的避難準備区域を含め、商品・製品等仕入れ価格及び仕入れ等に要した費用の全てに対し賠償するよう基準の見直しを求める。

### (3) 請求手続きの簡略化等について

原発事故時点で避難を余儀なくされ、棚卸資産の賠償における在庫等を書類上把握することができない現状にある。については、賠償請求に関わる添付書類の簡略化を図り、決算書等により確認し添付書類の提出なく請求に対応すること。

また、全ての財物賠償請求においては、請求書の作成において極めて複雑な方法となっており、小規模事業者等にとっては多大な労力を強いる手続きが求められている。

については、被災事業者の立場に立って、親身・親切に対処し、実効性のある適正な対応に努めること。

### (4) 財物賠償請求に関わる弾力的対応について

財物賠償の請求において、実際にも、立ち入りが自由にできない区域においては損害の状況を正確に把握することができない現状にある中、帳簿等に記載のない資産や資料等の提出ができない場合において、一様に定額賠償となることが一方的に示され極めて不当である。

については、被害者の視点に立ち、被害の実態を踏まえ弾力的に対応するよう算定方法の見直しを求める。

(5) 原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保した収益については原発事故直後から減額（売上額に含めない）することなく完全な賠償をすること。

(6) 原子力災害被災中小企業等に対する委託工事請負契約を拡大するとともに工事及び物品調達等については地元企業へ優先的に発注すること。



## 福島県商工会連合会

---

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)  
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413